

2011年10月31日

加盟団体 各位

(公社) 全日本アーチェリー連盟
会長 安倍 晋三

安全月間の制定と安全運動実施協力について

平素は本連盟の諸事業に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。アーチェリーをより安全に楽しみ、不幸な出来事を未然に防ぐ観点から11月を安全月間に制定しております。そこで加盟団体において、試合・諸会議・クラブ活動等の開始前に安全講習会を実施するなど、安全に対する認識の向上を図ってください。

尚、「安全規定：アーチャーの安全マナー」を添付致します。

アーチェリーをより安全に楽しむために。

安全規定：アーチャーの安全マナー

すべての会員（選手・役員）・愛好者はアーチェリーは使用方法によっては大変危険な道具となりうることを理解し、事故防止と安全確保に努めなくてはなりません。

私たちアーチャーは、競技スポーツとしてのアーチェリーを通じて、相手を誠実に思いやり、尊敬し、真剣に競技して、よきアスリート・心豊かな人間になることを目指します。

（公社）全日本アーチェリー連盟

第1章 使用弓具の危険性

アーチェリーは古来狩猟用として発生し、武器として発達してきました。その後競技用として改良が加えられ、現在の形があります。

現在の用具は非常に精工にまた強力に作られており、発射された矢のスピードは時速200Kmを超え、その威力は数mm厚の鉄板を射抜くと言われていています。

私たちは、このような威力（危険性）を備えた用具を使用してアーチェリーを楽しんでいます。

しかし、大変危険な要素をもつナイフでさえも、使い方によっては大変便利なものです。これと同じくアーチェリーも場所と使い方を考えて適切におこなえば、より一層の安全と楽しみが得られるものと信じます。

現在アーチェリーは日本国内では利用上も保管上も、法的な認可（免許制度）や制限を全く受ける必要のない飛び道具（過去は武器）であります。アーチェリーはこれを用具として使用する競技スポーツであります。したがって、これを使って余暇の善用を図ろうとする者には、必然的に重い社会的責務が課せられているものと心得え、深い自覚と認識が全会員・全愛好者に求められます。

このように用具の保管・管理は各自の責任において確実にこなしてください。

第2章 弓具の保管・管理

第1節 弓具の保管・管理は自らの責任で慎重におこなう。

- ・第1章で述べたように大変危険な要素をもった道具であるから、慎重に管理保管する。
- ・外部のものが好奇心で簡単に持ち出すことの無いような保管をおこなう。
- ・安易に外部の者に弓具を貸し与え、行射をさせない。

第2節 部外者の手に触れないように管理する。

- ・学校では部室、クラブ等では保管庫の管理を厳しくして、盗難等による不測の事態を防ぐ。
- ・自宅でも同様に慎重に管理する。
- ・練習場や競技のための移動などでも紛失・盗難や置忘れに注意する。

第3章 弓具の整備・確認

第1節 正しく調整された用具を使用すること。

- ・弦がリムから外れる可能性のある弓は使用しない。
- ・折れる可能性のある矢（亀裂、ササクレ、へこみ）は使用しない。
- ・故障した用具は行射しながら調整しないで、予備のものと交換する。
- ・フルドローの時にレストから落ちるような長さの矢は使用しない。
- ・用具は常に適切に整備し、破損が無いように努める。
- ・許可なく他人の弓具に触れない。

第2節 使用前後の用具の確認

- ・使用する用具は安全を確認する。
- ・使用する矢は前後に本数を必ず確認し、抜き忘れ・ロスト矢がないかをチェックする。
- ・弓具の置忘れなどが無いように確認する。

第4章 施設の安全管理

第1節 発射した矢が的からそれでも外部に飛び出さないような施設を使用する。

- ・的の後方や左右には、十分な広さと高さが確保できる矢止めのネットあるいは塀などが設備してあること。
- ・的の後方や周囲に人が立ち入れない環境が準備されること。

第2節 審判員や射場管理者は、的方向やその周囲に人が侵入するのを防ぐこと。

第5章 行射上の安全確保

第1節 決められた場所からの的へ向かって行射すること。

- ・空や地面などの的以外のものに向かって発射しないこと。
- ・複数の利用者がいる場合は必ず射つ場所（射線）を統一すること。
- ・射線より前方の的方向に人がいる場合は絶対に行射しない（射ち起さない）こと。
- ・矢がつかえて有る無しに関わらず、絶対に人に向かって弓を引かない（射ち起さない）。
- ・射線上以外では弓を引かない（行射・素引き）。

第2節 外部へ矢が飛び出す可能性のある射ち方をしないこと。

- ・自分でコントロールできる強さの弓を使用すること。
- ・矢がレストから上がる、あるいは落ちるような射ち方をしないこと。
- ・サイトは必ず確認し間違えないこと。
- ・的に乗らない距離からの行射はしない。
- ・距離は少しずつ伸ばし、必ず的面に乗るようにサイトを調整すること。
- ・必ず的に向かって水平に引き分け、引き戻しも水平に行う。3メートルラインに向かつての引き戻しはおこなわない。
- ・周囲の人の行射を妨げるような（弓を振り回すなどの）行射はしない。
- ・的から外れた矢が発生したら、その原因と矢の所在を確認する。
- ・空に向けて射ち起さない。

第3節 安全な環境の確保

- ・体調の悪い時は練習・行射をしない。
- ・周囲にいる者は危険と思われる行射があれば、お互いに指導・警告し合って安全を確保する。
- ・適切な衣服を着用し、胸元のボタンや、ぶかぶかな上着などに注意する。弦が引っ掛かるような服装はしない。
- ・審判員や射場管理者の指示により安全を確保しながら行射する。
- ・シューティングライン上以外では弓を引かない。素引きであっても的に向かっておこなう。
- ・的を外れた矢は審判員や射場管理者に報告し、必ず回収する。
- ・フィールド競技で的を外れた矢を回収している時は他の選手にわかるように的に前に弓を立てかけて置く。

- ・練習中・競技中でもアルコールは飲まない。
- ・矢を抜く時は後方に人がいないことを確認してからおこなう。

第4節 危険と思われる行射については強く指導する。

- ・空に向けて射ち起す者には、安全の観点から直ちに射法改善を勧告し、強い指導をする。
- ・危険防止の対処方法は、個人の考え方や方法論で論ずべきではない。
- ・選手がセットアップ改善の勧告を受け入れないときは、競技会への参加中止を命令する。

第6章 競技者のエチケット（禁忌行為）

第1節 弓具を安全な状態に保ち、安全に行射出来るよう最大限努める。

- ・他人との接触により弓具の破損防止のため、弓具エリアは整頓に努める。
- ・混雑により弓具が倒れたりしないように努める。

第2節 各自がお互いに安全に注意し行射をおこなう

- ・周囲の選手の動きを考慮して行射を妨げるような行為をしない。
- ・シューティングライン上以外での素引きは行わない。
- ・エイミング中、近くの者は動いたり、話したり、騒いだり、真後ろに立ったりしない。
- ・行射している者の前方または前側方に立たない。立たせない。立ち入らせない。
- ・紛失した矢の無届・無回収は、その会場を使用する他の競技に重大傷害を負わせる結果を招くので、必ずその日のうちに捜索・回収等
をすること。

すべてのアーチャーがこの「安全規定：マナー」を守り事故防止・安全確保を心がければ、アーチェリーはより安全で楽しい競技になるものと信じます。しかし、一部のアーチャーが競技会や練習場においてこれを無視し、他者の迷惑になることをした場合は、懲戒という意味で、運営責任者・管理者により一定期間の競技会出場停止、あるいは施設への立ち入り禁止等の厳しい措置を検討いただきたい。これは、多くのアーチャーが「安全規定：マナー」を守って競技や練習に臨んでいるからです。正しい行動を取るアーチャーの利益を守ると言う観点から、

審判員・競技役員・射場管理者等の指導的な立場にある方は、この問題に取り組んでください。アーチェリーはゴルフと同様に、採点は基本的に自己申告であり、審判員が立ち会わなくても競技は成立します。これは、アーチャーの一人ひとりが「競技規則」と「安全規定：マナー」を守り、誠実にプレーしているから可能なことです。これに加えて、本連盟の定める「理念・行動指針」を十分理解の上、全てのアーチャーがより安全にアーチェリーを楽しめるよう願うものです。